

社会保険ひろしま

第863号

- 厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定
- 従業員の社会保険加入に『キャリアアップ助成金』をご活用ください
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて
- 出張相談所開設のご案内（8月）その他
- 協会けんぽでは、申請書の郵送による提出をお願いしています
- 上手な医療のかかり方で身体と家計の負担を減らしましょう！
- 被扶養者状況リストをご提出いただきありがとうございます



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和2年5月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		55,404	54,821
船舶所有者数		272	346
被保険者数	男性	516,952人	391,863人
	女性	316,751人	265,402人
	船員	3,225人	3,298人

日本年金機構からのお知らせ

厚生年金保険の標準報酬月額の上限定

令和2年9月1日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）の上に、新たな等級（65万円）が追加され、上限が引き上げられます。
 ※健康保険の標準報酬月額の最高等級（第50級・139万円）については変更ありません。
 ※特別な手続きは必要ありません。改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主の方へ9月下旬以降お知らせする予定です。

<改定前>			<改定後>		
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(旧) 第31級	620,000円	605,000円以上	(新) 第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
			(新) 第32級	650,000円	635,000円以上

なお、詳細については、決定次第、日本年金機構ホームページ等でお知らせする予定です。

従業員の社会保険加入に『キャリアアップ助成金』をご活用ください

従業員の処遇改善を行った事業主に支給されるキャリアアップ助成金の、「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」や「短時間労働者労働時間延長コース」が次のとおり拡充されました。

《拡充した内容》

- ・ 社会保険加入と働き方の見直しを進めるための取組を行った場合の助成措置の新設
- ・ 短時間労働者の生産性の向上を図るための取組を行った場合の加算措置の新設
- ・ 支給額及び支給申請人数の上限の引き上げ措置の期限延長 等

従業員の社会保険加入にあたりぜひご活用ください。

詳細は、都道府県労働局又は最寄りのハローワークまでお問合せください。

- ・ キャリアアップ助成金拡充内容リーフレット

キャリアアップ助成金 適用拡大 令和2年 拡充 <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyoroudoukyoku/content/contents/000613504.pdf>

- ・ お問い合わせ先一覧

キャリアアップ助成金 お問い合わせ <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した被保険者がいる事業所など、報酬の算定に関するお知らせを日本年金機構ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

◆ 出張相談所開設のご案内（8月） ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
竹原市	8月12日（水）	10:00~15:30	人権センター1階会議室 （竹原市中央5-5-17）	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日	10:00~15:30	尾道市役所本庁舎2階 多目的スペース3	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日 （8月10日は休日のため、 8月11日（火）振替実施）	10:00~15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館（旧田熊中学校） 3階第1・2相談室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	尾道市向島支所 1階相談待合室	
大崎上島町	8月18日（火）	10:00~15:30	大崎上島町 東野保健福祉センター	
庄原市	8月19日（水）	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています。是非ご利用ください。

ご予約いただくと

- ① お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。
- ② ご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。
送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル
日本年金機構 広島広域事務センター

◆ 手話による年金相談のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

会 場	日 時	○毎月第二土曜日（13時～16時）は広島県内の年金事務所への事前申し込みにより、手話による年金相談を行っています。
広島東年金事務所	8月12日（水）	
福山年金事務所	13時～15時	

全国健康保険協会 広島支部 **全国健康保険協会広島支部**からののお知らせ

協会けんぽでは、申請書の郵送による提出をお願いしています

必要な申請用紙は、協会けんぽのホームページから印刷していただくか、お電話でお取り寄せください。お急ぎの場合は、コンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機で印刷することができます(有料)。なお、健康保険関係の申請書に関しましては、書類により提出先が「協会けんぽ」と「日本年金機構」に分かれております。ご提出前に下記一覧をご確認くださいませようをお願いいたします。

申請書・届出書の提出先・お問合せ先はこちらです

ご提出先・お問合せ先

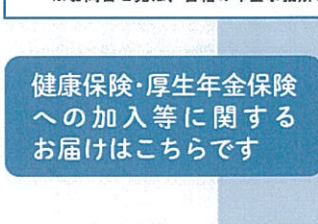
〒732-8512
 全国健康保険協会広島支部
 【所在地】広島市東区光町1-10-19
 日本生命広島光町ビル2階
 【TEL】082-568-1011(代表)

ご提出先・お問合せ先

〒730-8602
 日本年金機構広島広域事務センター
 【所在地】広島市中区中島町3-25
 ニッセイ平和公園ビル10階
 ※お問合せ先は、管轄の年金事務所までをお願いいたします。



健康保険の給付(傷病手当金など)や任意継続に関するお届けはこちらです



健康保険・厚生年金保険への加入等に関するお届けはこちらです

- 健康保険被保険者証再交付申請書
- 健康保険高齢受給者証再交付申請書
- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 第三者等の行為による傷病届
- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
- 特定健康診査受診券申請書
- 埋葬料(費)支給申請書
- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届

- 従業員の採用
- 変更・訂正
- 再交付
- 給与・賞与
- 病気・ケガ入院など
- 出産・育児休業
- 健康診断
- 退職・死亡
- 退職後の保険(任意継続)
- 事業所に
関するもの

- 被保険者資格取得届
- 健康保険被保険者資格証明書交付申請書
- 健康保険被扶養者(異動)届
(国民年金第3号被保険者関係届)
- 被保険者住所変更届
- 被保険者氏名変更(訂正)届
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届
- 産前産後休業取得者申出書
- 育児休業等取得者申出書
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 育児休業等終了時報酬月額変更届
- 被保険者資格喪失届
- 健康保険被保険者証回収不能届
- 適用事業所名称・所在地変更(訂正)届
- 事業所関係変更(訂正)届

ホームページURL

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ

検索

ホームページURL

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

協会けんぽ広島支部
 マスコットキャラクター
 健康いろは

協会けんぽ広島支部
 マスコットキャラクター
 健康かえで

上手な医療のかかり方で身体と家計の負担を減らしましょう！

デメリットの多いはしご受診

治療中に、「なかなか症状がよくなるから」、「新しくできた診療所の方がよさそうだから」などの理由で、同じ病気なのに医療機関を次々に変えることを「はしご受診」と呼びます。

はしご受診をすると、そのたびに同じような検査や治療、投薬が繰り返されますので、身体に負担がかかります。さらに初診料などの診療代が重複してかかるため、医療費が2倍、3倍にもなります。身体にも家計にもデメリットの多いはしご受診はやめましょう。

例)3割負担で受診した場合の初診料・再診料

	はしご受診した場合	はしご受診しなかった場合
1回目	初診料 860円+検査料	初診料 860円+検査料
2回目	初診料 860円+検査料	再診料 220円
3回目	初診料 860円+検査料	再診料 220円
初・再診料の合計	2,580円	1,300円

はしご受診をすると、3回の受診で、初・再診料だけでも約2倍に！

▲セカンドオピニオンとはしご受診は違います！

セカンドオピニオンとは、患者さんが納得できる治療を受けるために、主治医以外の医師に意見を求めることです。セカンドオピニオンを申し出ると、主治医は紹介状に加えて、検査結果などの必要な情報を紹介先に渡してくれます。

診療時間外の受診は割増料金がかかります

診療時間外や夜間、休日に医療機関を受診すると、割増料金がかかるうえ、救急患者の治療に支障をきたす恐れがあります。緊急時を除いては、診療時間内に受診しましょう。

例)3割負担で受診した場合の初診料・再診料

	初診	再診
診療時間内※	860円	220円
診療時間外 (概ね6時～8時、18時～22時)	1,120円	410円
休日受診 (日曜・祝日等)	1,610円	790円
深夜受診 (22時～翌6時)	2,300円	1,480円

受診する時間に気を付けるだけで、医療費を減らすことができます！



※ 診療時間内であっても、8時前や18時以降(土曜の場合は12時以降)、日曜・祝日に受診した場合は、「夜間・早朝等 加算」として500円(3割負担の場合150円)が加算されます。

被扶養者状況リストをご提出いただきありがとうございました

令和元年9月から10月にかけて「被扶養者状況リスト」を送付いたしました。皆様には、被扶養者資格の再確認にご協力いただき、誠にありがとうございました。提出がまだお済みでない方は、早急にご提出くださいますようお願いいたします。

令和元年度は、被扶養者の削除により、全国の協会けんぽで高齢者医療制度への納付金等約**15億円程度**が削減される見込みです。(扶養削除人数:約6.6万人)

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。



申請書の郵送にご協力ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります！

